

クリーンウッド

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「クリーンウッド法」という。）は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進することにより、地域及び地球の環境保全に資することを目的として、平成 28 年に成立されました（平成 29 年 5 月施行）。

更なる取組の強化を目的に、川上・水際の木材関連事業者の合法性確認を義務化する等の改正法が令和 5 年に成立（令和 7 年 4 月施行）されております。

この法律は木材等を取り扱う事業者（以下、木材関連事業者）を対象としております。全ての木材関連事業者は第一種木材関連事業者と第二種木材関連事業者に分類され、木材等の合法性の確認やその他の措置を講じるよう努めることが求められています。

※「木材等」には「木材」及び「木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるものを意味します。建築廃材や古紙など「一度使用されたもの等」に含まれるもの含まれません。

第一種は以下の事業が当てはまります。第一種以外の事業は第二種となります。

1. 国産材を取り扱う事業者

- (1) 素材生産販売事業者から素材（丸太等）を購入する事業者
- (2) 素材生産販売事業者から素材（丸太等）の販売を受託する事業者
- (3) 自ら所有する樹木を伐採し加工する事業者

2. 輸入材を取り扱う事業者

- (1) 木材・木材製品の輸入を行う事業者

第一種は木材関連事業者の全ての部門、事務所、工場で取り扱っている全ての木材等が対象となります。第二種に該当する木材関連事業者は部門や拠点、木材の種類等を選択することができます。

JIA は第一種及び第二種の登録実施機関となっております。JIA にて登録を希望される場合、合法性の確認が取れる書類をご提出いただき、JIA にて確認作業を行います。輸入木材の伐採地域が不明などの理由により訪問審査を行う可能性もあります。提出書類に問題がなければ登録となります。

取り扱っている全ての木材等が合法性の確認が取れなくても登録することは可能ですが、分別方法などの手順を定めていただく必要があります。

登録されることにより登録木材関連事業者となり、登録番号が発行されます。登録木材関連事業者は木材等を売り渡す場合にこの登録番号を記載することができます。また、HPなどで第一種/第二種登録木材関連事業者であることを表記できます。

合法性の確認手段にはいくつかありますが、例えば JIA で実施している森林認証材は合法であると言えるため、購入した製品が森林認証材であるかを納品伝票等で確認する事になります。

登録木材関連事業者は年 1 回、合法の確認済み及び未確認の木材等の取扱量を集計し、報告する必要があります。通常は登録期間中の 5 年間は年に 1 回の報告を求めるだけですが、木材関連法への順法性に疑義が生じる場合、JIA が登録実施の瑕疵責任を負う可能性がある場合などは審査を実施することがあります。また、更新審査を 5 年に 1 回実施します。

<お問い合わせ先>

一般財団法人日本ガス機器検査協会

検査認証事業部 認証技術部 認証グループ

森林 EPA チーム

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-10

TEL : 03-3586-1686 / FAX : 03-5570-5992

Email : epa01@jia-page.or.jp